

番号	事項	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
				R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
377	補助道路整備事業 (大津草津線)	令和3年度	5,000	5,000	5,000	10,000	草津市矢橋町	当工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。
378	補助道路整備事業 (甲賀土山線)	令和3年度	5,000	5,000	5,000	10,000	甲賀市甲賀町鳥居野～小佐治	当工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。
379	補助道路整備事業 (湖東愛知川線)	令和3年度	10,000	10,000	10,000	20,000	愛荘町沓掛～市	当工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。
380	補助道路整備事業 (杉本余呉線)	令和3年度	15,000	15,000	15,000	30,000	長浜市木之本町杉本～余呉町上丹生	当工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。

番号	事 項	期 間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理 由
				R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
381	補助道路修繕事業 (草津守山線)	令和3年度	5,000	55,000	5,000	60,000	草津市矢橋町～ 駒井沢町	矢橋・駒井沢工区は舗装・区画線の補修を施工するものであり、関係機関との協議が整ったため工事に着手することが可能となった。早期の事業効果を発現するためには、年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
382	補助道路修繕事業 (多賀高宮線)	令和3年度	2,000	148,000	2,000	150,000	彦根市高宮町～ 多賀町多賀	彦根市・多賀町工区は舗装・区画線の補修を施工するものであり、関係機関との協議が整ったため工事に着手することが可能となった。早期の事業効果を発現するためには、年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
383	補助道路修繕事業 (綾戸東川線)	令和3年度	5,000	35,000	5,000	40,000	竜王町綾戸～ 近江八幡市東川町	綾戸・東川工区は舗装・区画線の補修を施工するものであり、関係機関との協議が整ったため工事に着手することが可能となった。早期の事業効果を発現するためには、年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。
	計		47,000	273,000	47,000	320,000		

番号	事項	区分	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
					R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
36	補助道路整備事業 (国道303号)	補正前	令和3年度から 令和4年度まで	806,000	593,000	806,000	1,399,000	長浜市木之本町 音羽	音羽工区は、冬期の降雪期間の施工が困難であるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示増により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るために、発注済工事と一体的に施工することで、全体工期の短縮、環境負荷の低減、経費の節減等が図れることから、債務負担行為の増額および期間を延長したい。(6月補正)
								高島市今津町 齒生	弘川齒生工区は、冬期の降雪期間の施工が困難であるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(追加)
37	補助道路整備事業 (国道307号)	補正後	令和3年度から 令和4年度まで	816,000	600,000	816,000	1,416,000	長浜市木之本町 金居原	金居原工区は、冬期の降雪期間の施工が困難であるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正)
								高島市今津町 北生見～保坂	追分工区は、河川区域内における工事のため非出水期の施工が制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正)
								長浜市西浅井町塩 津浜～西浅井町岩 熊	岩熊工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正前	令和3年度から 令和4年度まで	510,000	643,192	510,000	1,153,192	甲賀市信楽町 江田	長野工区は、長大法面の大規模工事となり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示増により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るために、債務負担行為を増額したい。(6月補正)
								愛荘町斧磨	斧磨工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度から 令和4年度まで	520,000	653,192	520,000	1,173,192	多賀町 敏満寺	多賀SIC工区は、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、測量の実施について年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正)
								甲良町池寺	池寺工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)

番号	事項	区分	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
					R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
40	補助道路整備事業 (国道477号)	補正前	令和3年度	175,000	57,106	175,000	232,106	守山市洲本町 大津市 伊香立下在地町 竜王町西横閑 竜王町山之上～宮川町	幸津川洲本BP工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 伊香立途中工区は、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨ぎ測量や設計を実施する必要がある。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 西横閑工区は、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨ぎ測量を実施する必要がある。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 山之上工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
			補正後	令和3年度	180,000	62,106	180,000	242,106	
41	補助道路整備事業 (大津能登川長浜線)	補正前	令和3年度から 令和5年度まで	4,972,000	2,182,000	4,972,000	7,154,000	草津市馬場町 ～栗東市上砥山 栗東市上砥山 ～目川 草津市草津三丁目 東近江市南須田町 東近江市今町 長浜市高橋町 ～米原市入江 彦根市松原町 草津市若草	馬場・上砥山工区は、進入路の関係から工事を一体的に発注する必要があり、大規模工事となるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 目川・上砥山工区は、河川内工事のため非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨ぎ測量を実施する必要がある。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 草津三丁目工区は、地下占用施設の移設完了後に速やかに工事着手するため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 安土・能登川工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 今工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 米原・長浜工区は、サイクリストの通行が少ない冬季からの工事着手となることから、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 松原町工区は、関係機関協議が整い、工事の発注が可能となった。歩道整備工の施工期間が長期におよぶことから、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(9月補正) 若草工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
			補正後	令和3年度から 令和5年度まで	4,977,000	2,187,000	4,977,000	7,164,000	

番号	事項	区分	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
					R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
48	補助道路整備事業 (大津守山近江八幡線)	補正前	令和3年度	180,000	120,000	180,000	300,000	近江八幡市多賀町 草津市北山田町 草津市南山田町	多賀工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 北山田工区は、迂回路設置と道路整備工事を連続して一体的に施工する大規模工事となり、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 南山田工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度	190,000	130,000	190,000	320,000		
59	補助道路整備事業 (下羽田市辺線)	補正前	令和3年度	50,000	100,000	50,000	150,000	東近江市柏木町	三津屋工区は、田畠部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 柏木工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度	60,000	110,000	60,000	170,000	東近江市柏木町～上平木町	
82	補助道路修繕事業 (国道477号)	補正前	令和3年度	210,000	145,000	210,000	355,000	守山市小浜町～幸津川町 守山市幸津川町 甲賀市土山町大河原	幸浜大橋は、橋梁の修繕工事である。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 今回、耐震検討の結果に基づき耐震設計を実施するが、その耐震方法における関係機関協議に時間を要することが判明した。当工区は、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(変更) 無名橋6号は、橋梁の修繕を行うものである。今回、橋梁点検の結果に基づき修繕設計を実施するが、その修繕方法における関係機関協議に時間を要することが判明した。事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(9月補正) 武平工区は、災害防除対策を行うものであるが、今回、関係者調査に時間を要することが判明した。また、用地立会い等に相当の時間を要するため、適正な工期を確保するには、年度を跨いだ工期設定が必要である。のことにより、債務負担行為により実施したい。(9月補正)
		補正後	令和3年度	215,000	190,000	215,000	405,000		
88	補助道路修繕事業 (彦根近江八幡線)	補正前	令和3年度から 令和4年度まで	1,320,000	350,000	1,320,000	1,670,000	彦根市八坂町 東近江市栗見新田町 彦根市長曾根町 彦根市須越町 彦根市大藪町～薩摩町	八坂港橋工区は、橋梁の修繕工事である。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい(当初)。 愛知川橋工区、下芹橋工区、犬上川橋工区、須三嶺大橋工区は、橋梁の修繕および耐震工事である。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度を跨いだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい(当初)。 彦根工区は舗装・区画線の補修を施工するものであり、関係機関との協議が整ったため工事に着手することが可能となった。早期の事業効果を発現するためには、年度を跨いだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度から 令和4年度まで	1,322,000	478,000	1,322,000	1,800,000		

番号	事項	区分	期間	限度額	費用支出年度区分		事業費計 ①+②	施工箇所	理由
					R2年度 ①	R3年度 以降 ②			
250	補助道路整備事業 (国道306号)	補正前	令和3年度	20,000	87,000	20,000	107,000	多賀町霜ヶ原～佐 目 多賀町多賀～久徳	霜ヶ原・佐目工区は、冬期の降雪期間の施工が困難であるため、年度を跨いだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 多賀工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度	25,000	92,000	25,000	117,000		
252	補助道路整備事業 (小浜朽木高島線)	補正前	令和3年度	10,000	35,000	10,000	45,000	高島市安曇川町中 野～南古賀 高島市安曇川町中 野～長尾	南古賀庄塚工区は、事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、年度を跨ぎ測量や設計を実施する必要がある。このことにより、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 中野工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度	25,000	50,000	25,000	75,000		
290	補助広域河川改修事業 (野洲川)	補正前	令和3年度	120,000	180,000	120,000	300,000	湖南市石部北他	関係機関との調整を進めた結果、当初予定よりも施工区間を延伸することが可能となった。 事業効果の早期発現や業務の平準化を推進するため、債務負担行為により実施したい。(6月補正) 国3次補正に伴い、更なる施工区間の延伸が可能となったことから、事業効果の早期発現を図るため、債務負担行為により実施したい。(変更)
		補正後	令和3年度	250,000	180,000	250,000	430,000		
300	補助道路整備事業 (草津伊賀線)	補正前	令和3年度	10,000	5,000	10,000	15,000	甲賀市甲南町新治 ～野尻 甲賀市水口町三大 寺～岩坂 甲賀市甲賀町油日 ～五反田	野田池田工区は、関係者協議が整い、現業務に引き続いで測量の実施が可能となった。適切な測量期間を確保し、業務の平準化を図るためにには年度を跨いだ工期設定が必要であることから、債務負担行為により実施したい。(9月補正) 三大寺工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加) 油日・五反田工区は、国3次補正「防災・減災、国土強靭化」等を推進するため、早期に業務を着手する必要があり、年度を跨いだ工期設定が必要である。このため、債務負担行為により実施したい。(追加)
		補正後	令和3年度	30,000	25,000	30,000	55,000		
	計	補正前		8,383,000	4,497,298	8,383,000	12,880,298		
		補正後		8,610,000	4,757,298	8,610,000	13,367,298		